

目次

CONTENTS

特報 1	「首都直下地震対策大綱」の決定	4
特報 2	建築物の耐震化緊急対策方針	7
特報 3	平成17年度第1回IPネットワークを用いた 119番通報の在り方に関する研究懇談会	8
特報 4	地域防災力の充実に向けた市町村の取組事例	10

平成17年11月号 No.416

巻頭言 非常時における国の役割の増大と国民保護・防災部の創設

Report

平成17年秋季全国火災予防運動の実施	12
平成17年(1月～6月)における火災の概要	14
「救急の日2005」の実施結果について	16
平成17年度救急功労者表彰式の開催	17

TOPICS

タイ王国内務省防災局との国際交流	18
第24回全国消防殉職者慰霊祭を開催	19
「防災・危機管理e-カレッジ」新設カリキュラムの紹介	20

緊急消防援助隊情報

平成17年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練	22
-----------------------------	----

消防通信～北から南から

秋田県 秋田市消防本部「しあわせ実感 緑の健康文化都市あきた」	24
---------------------------------	----

消防通信～望楼

東京消防庁(東京都)/石橋地区消防組合消防本部(栃木県) 葉山町消防本部(神奈川県)/阿賀野市消防本部(新潟県)	25
---	----

消防大学校だより

防災・危機管理教育への取り組みについて/本科第65期・警防科第77期成績優秀者	26
---	----

広報資料(12月分)

雪害に対する備え	27
放火による火災の防止	28
石油ストーブなどの安全な取扱い	29
消防自動車等の緊急走行に対するご理解とご協力を!	30

INFORMATION

9月の主な通知/消防庁人事/広報テーマ(11・12月分)	31
------------------------------	----



表紙
福島県消防防災航空隊
「ふくしま」

非常時における国の役割の増大と 国民保護・防災部の創設



消防庁 国民保護・防災部長 小林 恭一

去る8月15日に、総務省消防庁に「国民保護・防災部」が創設されました。当部は、大規模災害やNBCR災害などの発生に備えて自治体や消防の体制整備を推進すること、武力攻撃事態等(大規模なテロや万一の外国からの攻撃等)に備えて「国民保護」のための自治体の計画や体制作りを推進すること、万一それらの事態が起こったときに消防庁の中心となって対応することなどを主な業務としています。

日本の消防は、「市町村が責任を持って行う」というのが、「消防組織法」の基本的な考え方でした。一市町村の手に余る大災害の場合にも、原則都道府県内で、近隣の市町村が助け合って対処する仕組みです。新潟地震(昭和39年)を契機に、都道府県知事からの要請を受けた消防庁長官の求めにより、都道府県境を超えて消防応援を行うための法整備が行われましたが、その基本的な考え方は変わりませんでした。

しかし、その後、阪神・淡路大震災(平成7年)で、そのような仕組みだけでは不十分だとされるようになりました。被災地の状況がリアルタイムで世界中に発信される現代社会にあっては、国家的緊急事態の場合には、国が中心となり、国内(場合によっては世界中)の応援資源を、即座に最大限有効に使って対応することが求められるようになっており、情報通信システムと陸・海・空の移動手段の発達がそれを可能とする時代になっていたからです。

このため消防庁では、阪神・淡路大震災の直後(平成7年)に、全国の消防の協力のもと「緊急消防援助隊」の仕組みを整備し、消防組織法も、被災地都道府県知事からの要請がなくても、状況に応じ、消防庁長官が他の知事に消防応援部隊の出動等を求めることができる、と改正されました。さらに、平成15年の同法の改正で、「緊急消防援助隊」が法的に明確に位置付けられるとともに、都道府県をまたがる大規模災害やNBCR災害などの際には、消防庁長官が出動を「指示」できるようになり、国家的緊急事態の場合には、国が前面に出て対応する体制が整備されました。

また、平成16年9月に国民保護法が施行され、武力攻撃事態等の際には、国や自治体は、国民に状況を迅速的確に伝え、安全に避難させたり安否を確認したりする「国民保護」の責務を担うことになりました。そのための自治体の計画作りや体制整備の推進、万一の事態発生時の対応などは、事態の性格上、国が中心的な役割を果たすこととされており、この面でも、国の役割が大きくなっています。

「国民保護・防災部」は、このような背景のもとに、大きくなった国の役割を適切に果たすことができるよう創設されました。新しい組織の創設を、自治体の防災力の向上と我が国全体の防災水準の向上に結びつけることができるよう、緊急時の対応体制の強化を中心として、一層の努力をしていきたいと考えています。

消防の動き



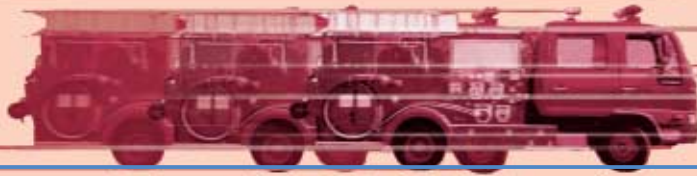
平成17年
11月号

No. 416

「首都直下地震対策大綱」の決定
建築物の耐震化緊急対策方針
平成17年度第1回IPネットワークを用いた
119番通報の在り方に関する研究懇談会
地域防災力の充実に向けた市町村の取組事例

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



「首都直下地震対策大綱」の決定

防災課

平成17年9月27日の中央防災会議において、「首都直下地震対策大綱」が決定されました。

南関東地域では、相模湾から南東方向に延びる相模トラフ沿いのプレート境界においては、大正12年（1923年）の関東地震と同様のマグニチュード（M）8クラスの地震が200年～300年間隔で発生しています。次のM8クラスの地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられますが、その間にM7クラスの地震が数回発生することが予想されています（図1）。

近年、関東地域の地殻変動に関する定点観測網が充実し詳細なデータが蓄積されてきたこと、それらに伴う知見が増大してきたこと等により、首都直下の地震像を明確にすることが可能な状況となってきました。これに伴い、これまで実施されていなかった詳細な被害想定を行い、これに基づく防災対策を具体化することがある程度可能な状態になりました。

このような状況を踏まえ、平成15年5月の中央防災会議において「首都直下地震対策専門調査会」（以下「専門調査会」といいます。）の設置が決定され、首都直下における地震防災の課題についての検討とともに、首都直下で発生が予想される地震像の検討が行われました。

1. 首都直下の地震像と被害予想

首都直下の地震像

首都直下で発生する地震については、海側のフィリピン海プレートと太平洋プレートが陸側の北米プレートの下

に沈み込んでいるため、地震発生の様相は極めて多様ですが、専門調査会では、地震の発生様式を以下のように分類しました。（図2）

- (1) 地殻内の浅い地震
- (2) フィリピン海プレートと北米プレートとの境界の地震
- (3) フィリピン海プレート内の地震
- (4) フィリピン海プレートと太平洋プレートとの境界の地震
- (5) 太平洋プレート内の地震

このうち、(4)及び(5)のタイプの地震については、地震規模（マグニチュード）を同一と捉えた場合、防災上の観点からは(2)のタイプの地震に包含して取扱うことができることから、専門調査会では、(1)、(2)及び(3)のタイプの地震を対象として取扱うこととされました。

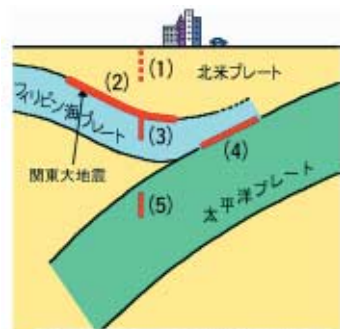
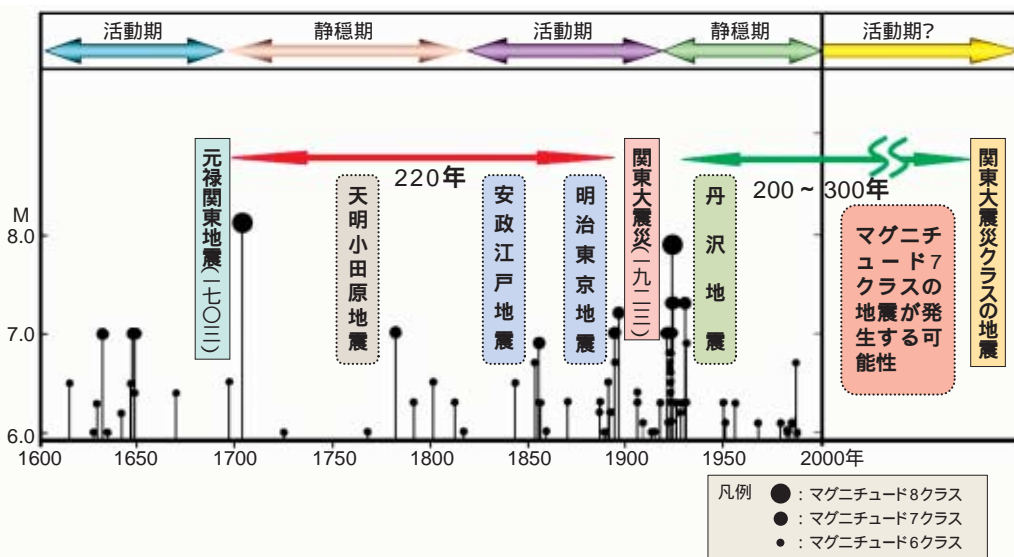


図2 首都直下で発生する地震のタイプ

図1 南関東で発生した地震（M6以上、1600年以降）

南関東では、2～3百年間隔で発生する関東大震災クラスの地震の間に、マグニチュード7クラスの直下型地震が数回発生する。大都市直下で発生した場合、多大な被害が生じる。



首都直下地震の被害予想

専門調査会では、東京湾北部地震のほか、17タイプの地震像を選定しました。東京湾北部地震は、ある程度の切迫性が高いと考えられる地震であること、都心部の揺れが強いこと、強い揺れの分布が広域的に広がっていることから、首都直下地震対策を検討していく上での中心となる地震と考えることとされました。

東京湾北部地震では、建物倒壊及び火災延焼による死者が膨大で、18時・風速15m/sの時の死者数は約1万1,000人、18時・風速3m/sで約7,300人と予測されます。これに伴う経済被害の発生が予測され、直接被害、間接被害併せて18時・風速15m/sで約112兆円、風速3m/sで約94兆円の被害額が予測されています（表1、図3）。

2. 首都直下地震対策大綱における主な記述内容

平成17年9月27日の中央防災会議において決定された、「首都直下地震対策大綱」における消防防災に関する主な記述内容を紹介します。

首都直下地震対策大綱(抄)

第2章 膨大な被害への対応

～地震に強いまちの形成～

第1節 計画的かつ早急な予防対策の推進

2 火災対策

地震時の火災による被害は、揺れで全壊した建築物で出火しやすいことや、風速等の条件によっては、延焼が拡大し、逃げ遅れ・逃げ惑いなどが生じ、多数の死者が発生することが特徴である。建築物が密集する首都地域においては、火災による被害は全体の被害の中でも非常に大きな割合を占めるものとなる。特に環状6号線から7号線の間を中心に老朽化した木造住宅密集市街地が広域に連担しており、同時に火災が多発した場合、消防機関による消火が極めて困難となり、市街地の延焼が拡大する危険性が高い状況となる。した

がって、火災対策は、首都直下地震対策の最重要課題の一つである。

(1) 出火防止対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、1. で記述した建築物の耐震化とともに不燃化を促進する。

また、国、地方公共団体、関係事業者は、安全な火気器具の開発・購入促進、通電火災対策及び緊急地震速報の利用等の技術開発の促進など火気器具等の安全対策を促進する。

(2) 延焼被害軽減対策

国、地方公共団体は、市街地の面的整備、道路・公園等のオープンスペース確保、避難地・延焼遮断帯として機能する河川整備のほか、沿道建築物の重点的な不燃化、耐火建築物・準耐火建築物への建築規制や誘導策の活用による不燃化誘導を進め、道路・公園等の防災公共施設及び沿道建築物が一体となった避難機能・延焼遮断機能を持つ都市の骨格防災軸(防災環境

表1 東京湾北部地震時の主な被害予測結果

項目	5時	8時	12時	18時	
建物倒壊による死者 (うち屋内収容物移動・転倒)	約 4,200人 (約 600人)	約 3,200人 (約 600人)	約 2,400人 (約 300人)	約 3,100人 (約 400人)	
急傾斜地崩壊による死者	約 1,000人	約 800人	約 900人	約 900人	
火災による死者	風速 3m	約 70人	約 70人	約 100人	約 2,400人
	風速 15m	約 400人	約 400人	約 600人	約 6,200人
ブロック塀等の倒壊、屋外落下物による死者	-	-	約 800人	-	
交通被害による死者	約 10人	約 300人	約 100人	約 200人	
ターミナル駅被災による死者	-	約 10人	-	-	
死者数合計	風速 3m	約 5,300人	約 5,100人	約 4,200人	約 7,300人
	風速 15m	約 5,600人	約 5,400人	約 4,800人	約 11,000人

(注) 数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の欄の値と一致しない場合がある。

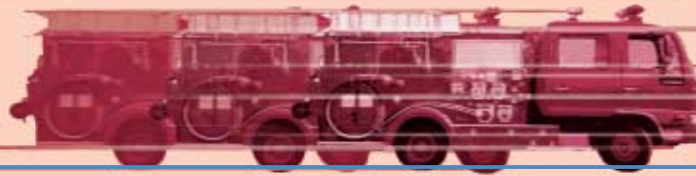
(注) 「-」は値がゼロまたはわずかであることを示す。

図3 東京湾北部地震による焼失棟数の分布

冬18時、風速15m/s

冬18時、風速3m/s





軸)などを創出する。

(3) 避難体制の整備

地方公共団体は、避難路の沿道にある建築物の耐震化・不燃化、ブロック塀・石塀の解消、急傾斜地の崩壊対策等による避難路の整備、都市公園の整備等による新たな避難場所の確保を進めるとともに、避難路、避難場所の周知を図る。

第3節 地域防災力、企業防災力の向上

1. 地域防災力の向上

膨大な被害の発生が想定されることから、公的な被災者支援活動だけでは限界がある。そのため、地域住民による自助、共助の強化を図る。この際、防犯、福祉、環境等の平常時における施策との連携に配慮した防災対策のあり方について検討することが重要である。

(1) 自助の推進

国、地方公共団体は、個人レベルでの防災力向上として、“自らの身の安全は自らが守る”という意識啓発を行うほか、住宅耐震診断・補強、家具の転倒防止策を実施するよう啓発する。

国、地方公共団体は、各家庭において、消火器の購入と位置確認、電気機器・火気器具の適切な取扱方法の確認、食料・飲料水・非常用持出品・携帯ラジオ等の確保、家族相互の安否確認方法の確認など災害時への備えが強化されるよう啓発するとともに、教育や訓練を定期的実施する。

(2) 共助の推進

地方公共団体は、地域レベルでの防災力を向上させるため、平常時からの地域コミュニティの再構築、防災と防犯が連携した地域安心安全ステーションの整備、自主防災組織の育成・強化、消防団の充実強化を図るほか、普段から危険情報に関する情報開示等、自主的な防災活動を円滑に実施するための支援を行う。

さらに、国、地方公共団体は、防災ボランティアの活動環境の整備を進める。

第4節 広域防災体制の確立

2. 救助・救命対策

大規模な地震が発生した場合、木造住宅密集市街地、高層ビル、地下街、ターミナル駅等では、多数の自力脱出困難者が発生することが想定される。

このため、国、地方公共団体等は、救助・救命のための要員の確保・育成や必要資機材の配備など体制の充実強化を図る。さらに、救助・救命効果の向上を図るため、特別高度救助隊、高度救助隊及び警察広域緊急援助隊の充実・強化を図る。また、救助作業の実施にあたって、救助を求める者の存在が確認しやすいように、いわゆる「サイレント・タイム」を設けるためのルールを確立する。

国、地方公共団体、関係機関は、大量の発生が予測

される重傷者について、災害医療情報の共有化を進めるとともに、救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。

3. 消火活動

(1) 消防力の充実・強化

地方公共団体は、初期消火を迅速かつ的確に実施できるよう、平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、婦人防火クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等を行うとともに、常備消防及び消防団を充実・強化することによって、初期消防力の充実・強化を図る。

また、地方公共団体は、耐震性貯水槽の整備、河川・海水等の自然水利利用システムの構築、自然水利活用遠距離送水システムの活用、下水道処理水及び農・工業用水等の利用等、被災時にあっても使用できる消防水利を確保する。

さらに、近隣の地方自治体との相互応援協定の締結促進、緊急消防援助隊の充実・強化等、広域的な応援体制をより充実・強化する。

その他、国、地方公共団体は、救助ロボットによる救助等の先端科学を応用した技術の開発、ヘリコプターによる空中消火の検討等を行う。

災害発生時に、自主防災組織及び婦人防火クラブは、消火活動、避難路等の危険物除去等、消防機関が実施する応急活動に協力する。

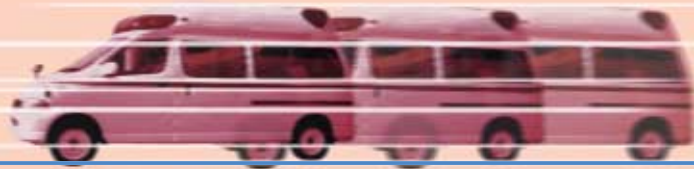
また、地方公共団体は、木造住宅密集市街地や危険物質を取扱う施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に広域避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

3. 今後の予定

首都直下地震対策の推進にあたっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、国の各機関、地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組む必要があり、特に、建築物の耐震化等の減災対策については、効果的に実施されるよう、政府が中心となり、関係省庁の緊密な連携の下、計画的に対策を進めていく必要があります。このため、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた「首都直下地震の地震防災戦略(仮称)」を策定します。

また、災害発生時の広域防災対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「首都直下地震応急対策活動要領(仮称)」を地方公共団体の協力を得ながら策定します。

さらに、想定される膨大な経済被害に対して、経済活動の維持・回復等、非常時に実施すべき具体的な経済対策を定める「首都直下地震時経済対策要領(仮称)」を策定します。



建築物の耐震化緊急対策方針

防災課

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,433人の尊い生命が奪われました。その際、特に注目すべきは、地震発生直後の犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であったことです。

また、これまで、中央防災会議では、特に発生切迫性の高い大規模地震について被害想定を実施してきたところですが、阪神・淡路大震災と同時刻の条件下で、東海地震では、約6,700人、東南海・南海地震では、約6,600人、首都直下地震では、約4,200人にも及ぶ死者数が、建築物の倒壊を直接的な原因として発生するものと想定されています。

このように、建築物の被害は、死者発生の主要因であるばかりでなく、出火、火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因でもありますが一連の被害想定で判明したところです。特に、人口・資産が密集する首都直下地震の被害想定ではその傾向が顕著となっています。

このため、東海地震対策大綱(平成15年5月)、東南海・南海地震対策大綱(平成15年12月)さらに、この度の首都直下地震対策大綱において、“建築物の耐震化”を対策の大きな柱の一つと位置付けています。

東海地震においては、住宅等の耐震化を主とした人命に密接に関連する予防対策及び応急活動の対策方針(「東海地震緊急対策方針」)を閣議決定し(平成15年7月)さらに、東南海・南海地震と合わせ、具体的な被害軽減量を数値目標と

して定めた地震防災戦略を中央防災会議で決定しました(平成17年3月)。

被害軽減対策の中でも死者数の軽減(半減)に最も効果的なものが“建築物の耐震化”であり、住宅については耐震化率75%を今後10年間で90%まで引き上げることを目標としているところです。目標達成のためには一刻も早く建築物の耐震化に係る各種対策を推進する必要があります。

さらに、学校、病院、国及び地方公共団体等の庁舎等は、地域の防災拠点としての役割を担っていますが、これら公共建築物等の耐震化の状況も十分とはいえない状況です。

一方、昨年10月には新潟県中越地震、そして本年3月には大地震発生の可能性は低いといわれていた福岡県でも、福岡県西方沖を震源とする地震が発生し、多大な被害をもたらしました。我が国において、地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあることを改めて認識したところです。

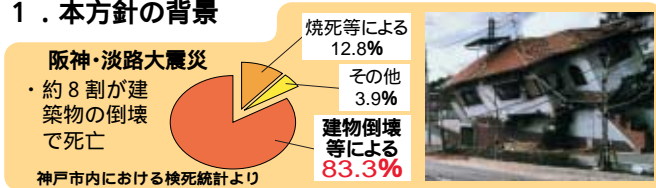
以上のように、“建築物の耐震化”については、とりわけ人命に密接に関連することから、全国的に展開すべき対策です。また、各種施策に振り向けることができる資源が有限である中、当面緊急に取り組むべき課題を特定することが必要となっています。

このため、社会全体の国家的緊急課題として、関係省庁等が密接な連携の下、「建築物の耐震化緊急対策方針」に基づき、“建築物の耐震化”について、全国的に緊急かつ強力に実施することを9月27日に中央防災会議において決定したところです。

建築物の耐震化緊急対策方針の概要

(平成17年9月中央防災会議決定)

1. 本方針の背景



大規模地震の被害想定結果

- 建築物の倒壊が死者発生の主要因

	東海地震	東南海・南海地震	首都直下地震
倒壊死者数の想定	6,700人	6,600人	4,200人

阪神・淡路大震災と同時刻発生の条件下

- 建築物被害は被害拡大の要因
 - 出火、火災延焼
 - 避難者の発生
 - 救助活動の妨げ
 - がれき発生

“建築物の耐震化”が対策の大きな柱



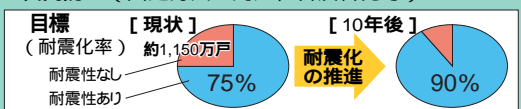
“建築物の耐震化”を社会全体の国家的緊急課題として全国展開

2. 緊急対策の方針

(1) 建築物全般

- 耐震改修を促進する制度(計画的促進、規制見直し等)
- 耐震化の重点実施(密集市街地、緊急輸送道路沿い)
- 専門家等の技術向上(講習会開催、簡易工法開発推進等)
- 費用負担の軽減(補助制度活用、税制度整備検討)
- 安全な資産が評価されるしくみ(地震保険料の割引等)
- 所有者等への普及啓発(ハザードマップ整備等)
- 総合的な対策(敷地、窓ガラス、天井、エレベーター等)
- 家具の転倒防止(固定方法の周知、普及啓発等)

(2) 住宅

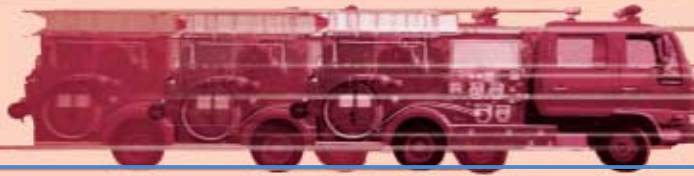


- 耐震化意識啓発(新築やリフォーム等の機会の活用)
- 相談窓口や情報提供体制の整備
- 耐震性確保への関心高揚(住宅性能表示制度の活用)

(3) 公共建築物等



- 耐震性リストの作成、住民への周知
- 施設の特성에応じた対策(応急用資材の保全等)
- 数値目標設定に努め、重点化して耐震性を確保



平成17年度第1回IPネットワークを用いた119番通報の在り方に関する研究懇談会

防災情報室

119番通報を取り巻く現状

従来から、一般加入電話からの119番通報については、通報者の電話番号をもとに発信地を検索し、地図上に表示するシステムが構築されており、迅速な消防活動を行うために活用されています。

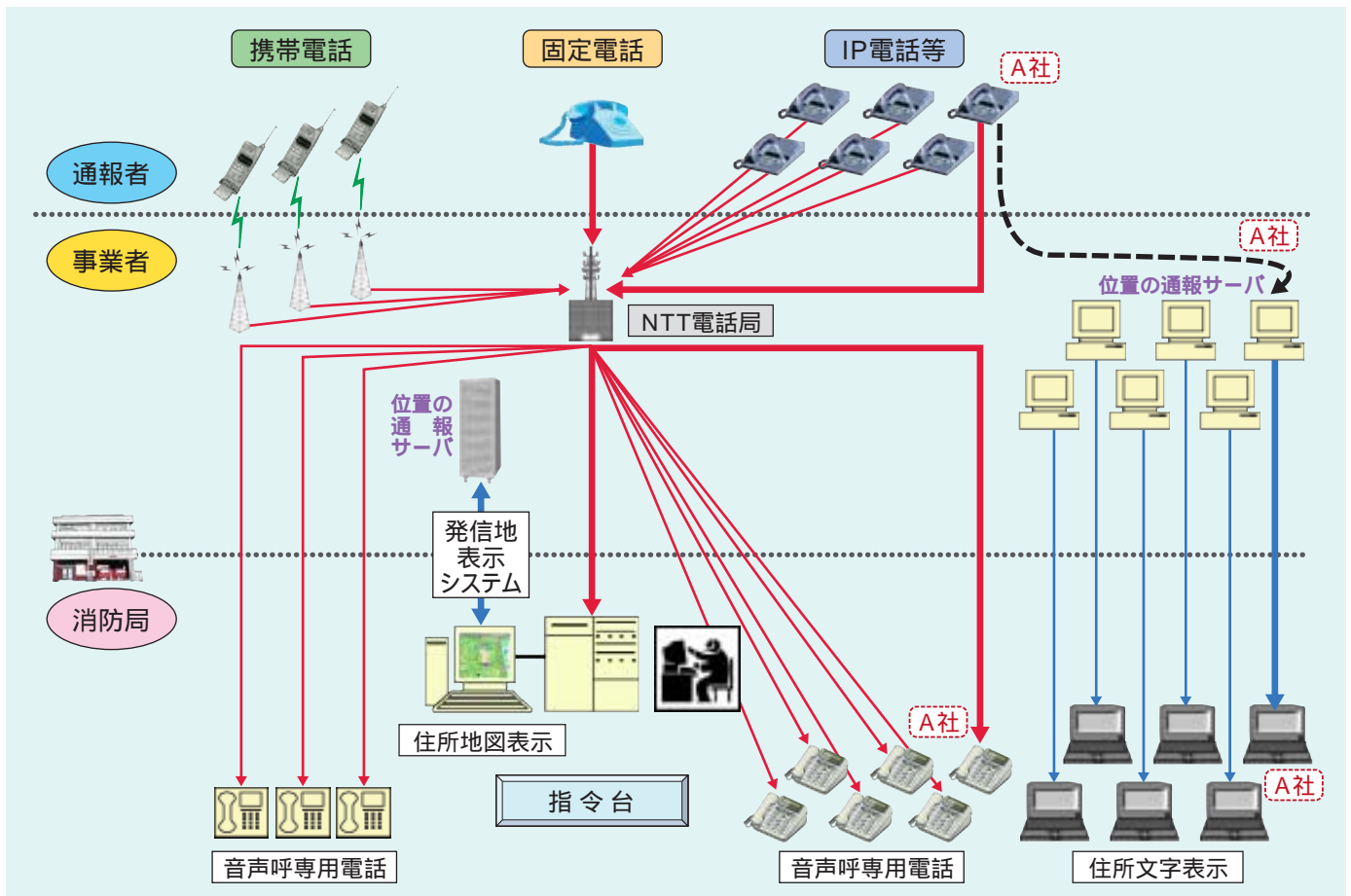
しかし、携帯電話からは発信位置を表示することはできず、IP電話および直収電話（以下「IP電話等」という。）についても簡易な形態として事業者ごとに別々のコンピュータ端末に文字情報のみで表示するといった現状

にあります。

携帯電話からの119番通報が全体の2割を超え、さらに、今後、固定電話からIP電話等への移行が進むことも予測されており、迅速な火災・救急への対応のためには、これら携帯電話やIP電話等からの119番通報における発信位置情報表示システムの早期整備が必要です。

また、発信位置情報表示システムの整備に際しては、各種電話から別々のシステムにより発信位置情報表示を行うより、各システムを統合した方がより指令業務の効率化・迅速化が図れるとされています。そこで、消防庁

図 各種電話からの119番通報（現状例）





では、まず I P 電話等からの緊急通報における発信位置情報表示等を共通仕様により統一的に行うシステムを構築し、このシステムと携帯電話からの緊急通報における発信位置情報表示システムや N T T 東西の提供する発信地表示システムとの統合などについて検討を行うため、「I P ネットワークを用いた 1 1 9 番通報の在り方に関する研究懇談会」を開催しています。

平成17年9月14日には、学識経験者、消防関係者、電話事業者を委員に招き、その第1回会合を開催しました。

「第1回 I P ネットワークを用いた 1 1 9 番通報の在り方に関する研究懇談会」概要

議 事

- ・研究懇談会の進め方について
- ・研究懇談会の開催要綱について
- ・研究懇談会の目的・検討事項の概要について
- ・「I P 電話をはじめ各種電話サービスからの 1 1 9 番通報における発信位置情報通知システムに関する調査研究」の企画案について
- ・今後の予定について

主な議論内容

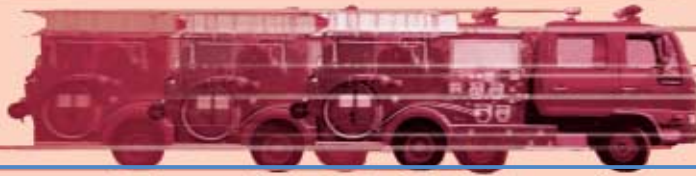
- ・I P 電話等からの緊急通報において、各 I P 電話等の事業者ごとの発信地表示簡易端末で対応しているため、複数の人数での対応や指令台を離れての対応を強いられ、端末の設置場所に苦慮するなど、指令業務に支障をきたしており、I P 電話等からの緊急通報における発信位置情報表示等を統一的に行うシステムを早急に整備することの必要性が議論されました。
- ・指令台において、固定電話、携帯電話、I P 電話等からそれぞれ異なる個別の対応をしなければならないことは、指令業務に支障をきたすため、将来的には各種電話からの緊急通報はすべて統合すべきであるという議論がされました。
- ・各消防本部において指令台の改修時期や予算規模がそれぞれ異なるため、各消防本部においてより柔軟な対応

ができるようなシステムの提案をする必要があるということが議論されました。

- ・指令システムへの移行に際して、システムの移行期間が長すぎると、電話事業者は旧システムと新システムの両方の維持を行うことになり、費用負担が大きくなることから、移行期間はできる限り短くすべきということが議論されました。
- ・各消防本部において発信位置情報表示システムの円滑な導入が図られるよう、システムの情報提供を随時、適切に行う必要があることが議論されました。

懇談会の委員

加納 貞彦	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
貝沼 孝二	総務省消防庁審議官
片山 泰祥	西日本電信電話(株)取締役、 基盤サービス推進本部基盤サービス部長設備部長兼務
北本 浩一	平成電機(株)取締役副社長
小館 亮之	津田塾大学情報数理工学科助教授
佐藤 貞弘	日本テレコム(株)執行役員音声NW本部本部長
曾我 善雄	秦野市消防本部参事兼消防総務課長
谷脇 康彦	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 料金サービス課長
中林 慎太郎	全国消防長会事務局次長
成瀬 宣孝	(財)日本消防設備安全センター理事長
祢津 信夫	KDDI(株)ブロードバンド・コンシューマ事業本部長、 取締役、執行役員常務
長谷川 修仁	茨城町消防本部消防次長
原田 信広	さいたま市消防局総括監(兼)警防部長
堀川 広二	フュージョン・コミュニケーションズ(株) 常務取締役、執行役員経営企画部長
水崎 保男	東京消防庁総務部長
矢野 厚	東日本電信電話(株)常務取締役、 ネットワーク事業推進本部長
三ツ村 正規	NTTコミュニケーションズ(株)副社長
渡辺 克也	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 電気通信技術システム課長



地域防災力の充実に向けた市町村の取組事例

防災課

東南海・南海地震の防災対策推進対策地域の指定を受けた大阪市では、地域防災力の充実強化に向けた新たな取組が行われており、その事例を紹介します。

大阪市消防局災害活動支援隊 (愛称「フェニックスファイター」)の創設

創設の経緯

東南海・南海地震が近い将来に発生すると言われており、大阪市にも甚大な被害が発生するおそれがあります。このような場合に市民の安全・安心を確保するためには大阪市消防としてどうあるべきか、との観点から、消防庁などの外部委員を含めた研究会(「大規模災害時等における大阪市消防の在り方研究会」)を設置し検討しました。

その検討の結果、

- ・ 平時においては現有消防力で一定の役割を満たしているものの、万が一、大阪市の消防力のすべてを投入しても被害の軽減や市民の安全確保が困難となるような大災害が発生した場合に、消防長、消防署長の指揮下で不足する消防力を補完する組織が必要
- ・ 組織化にあたっては、既に組織されており、即戦力として期待できる大阪市消防局退職者で構成するボランティア組織(「FAVOR」)を活用すべきであるが、その活動を考えるとき、ボランティア組織とは違い、消防長の求めに応じ参集し、消防職員とともに義務と責任を持って統制ある消防活動を行う必要があり、消防職員同様に危険を伴う消防活動に従事しなければならないこともあることから、大阪市消防局災害活動支援

隊(以下「支援隊」という。)の任務、組織、職務の根拠を条例に求め、FAVORの組織とは違った、より確固たるものとするべきである。

との結論に至り、支援隊を設置しました。

支援隊の概要

支援隊の概要は、次のとおりです。

ア 条例の制定・施行

「大阪市消防局災害活動支援隊の設置に関する条例」が平成17年9月22日に公布・施行

イ 人員数

大阪市消防局退職者約600人で創設

ウ 採用方法

消防局退職者で支援隊の趣旨を理解し、賛同した者を支援隊員として市長が委嘱。年齢制限は特になし。

エ 身分・処遇等

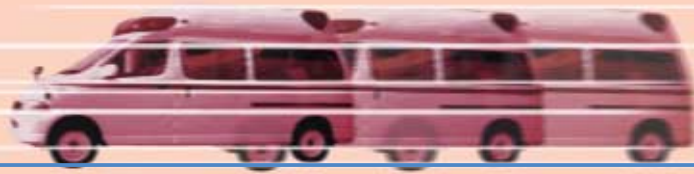
- ・ 非常勤嘱託職員
- ・ 災害出勤及び訓練参加等の出勤時に手当が支給
- ・ 新たに活動服を支給予定
- ・ 活動時の負傷等については、「大阪市非常勤職員公務災害等補償条例」に基づき、補償

支援隊の活動内容

大阪市に大規模な災害が発生し、消防長から要請があった場合及び市域内の震度が6弱以上の場合等に参集し、次の活動に従事します。

ア 後方支援活動

市内各地で同時に発生する火災や倒壊家屋による閉じ



込めなどに現役職員が対応するような場合に支援隊員が消防署に詰め、

- ・消防本部との無線通信
- ・現場の現役職員から送られてくる災害状況や活動状況などの情報収集

などに従事

イ 災害防ぎょ活動等

災害の規模によっては、現役消防職員と協働して消火、救急、救助、避難誘導その他の消防活動の支援に従事

ウ 訓練

現役職員と協働した活動の連携を図ることを目的として、概ね年2回の訓練を実施

愛称

Phoenix Fighter (フェニックス ファイター)

退職した消防職員が不死鳥のように復活し、市民の安全確保のために貢献して欲しいとの願いを込めて命名。



腕章



旗



帽子・手袋

平成17年秋季全国火災予防運動の実施

予防課

『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』を統一標語に掲げ、11月9日(水)から15日(火)までの7日間、全国的に火災予防運動を実施します。

火災予防運動の目的は、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することにより、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことです。

平成16年中の火災件数は6万387件であり、前年と比べると、4,054件増加しました。また、住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)は昨年に引き続き1,000人を超え、65歳以上の高齢者が半数以上を占めています。

今後、高齢化の進展に伴い住宅火災での死者数が増加するおそれがあることから、消防法が改正され、平成18年6月からすべての住宅において住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられることとなりました。

これらを踏まえ、本年の火災予防運動は、「住宅防火対策の推進」、「放火火災・連続放火火災予防対策の推進」、「震災時における出火防止対策等の推進」を重点目標に掲げ積極的に取り組むこととします。重点目標、推進項目及び地域の実情に応じた重点目標の具体的な内容は次のとおりです。

1 重点目標

(1) 住宅防火対策の推進

新築住宅については平成18年6月から、既存住宅については市町村条例で定める日から住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられたことから、具体的な防火対策として、住宅用火災警報器等の設置促進を図ることとします。

また、地域が一体となって、関係機関及び関係団体と連携し、安心・安全なまちづくりの一環として、高齢者・災害時要援護者を中心とした防火安全対策の推進を図るものとします。

(2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進

平成16年中の放火による火災は8,210件で、平成9年以降連続して出火原因の第1位となっています。このことから「放火火災防止対策戦略プラン」を積極的に活用し、放火火災に対する地域の対応力を向上させるものとしま

す。また、物品販売店舗等について、階段等の可燃物の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保等について指導するものとします。

(3) 震災時における出火防止対策等の推進

阪神・淡路大震災等過去の大地震による教訓を踏まえて、住宅における具体的な出火の危険性について住民に周知し、防火意識の啓発を図るものとします。また、震災による被害を最小限に抑えるために、自主防災組織を中心とした地域ぐるみの防災体制の確立を図るものとします。

2 推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア) 消防法改正を踏まえた住宅用火災警報器等の設置促進
- イ) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ) 消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- エ) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- オ) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

(2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進

- ア) 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ) 物品販売店舗等における放火火災防止対策の徹底
- ウ) 放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 震災時における出火防止対策等の推進

- ア) 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
- イ) 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
- ウ) 消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

3 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア) 消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等の整備充実
- イ) 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア) 防火管理体制の充実
- イ) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ) 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
- エ) 違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進
- オ) 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底
- カ) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
- キ) 工事中の防火対象物の防火安全対策の徹底

(3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

- ア) 地域の実情に即した広報の推進
- イ) 被災時における注意点等、防災意識の高揚

(4) 大規模産業施設の安全確保

- ア) 当該施設の実態把握
- イ) 当該施設で取扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む）の把握
- ウ) 当該施設に係る防火安全対策の徹底

(5) 電気火災予防対策の推進

- ア) 電気配線の適切な維持管理
- イ) 老朽化した電気器具や電気配線の交換
- ウ) 電気器具、電気配線の正しい使用の徹底

(6) 消火器の適切な維持管理

- ア) 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- イ) 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

さらに、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火いのちを守る 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。

～住宅防火いのちを守る 7つのポイント～ 3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

4 全国火災予防運動ポスター

消防庁では、秋季全国火災予防運動に向けて、「防火ポスター」を16万枚作成し、全国の消防機関等へ配布しました。

ポスターの作成に当たり、現在テレビ等でご活躍されている、女優の早坂美緒さんにモデルをお願いし、ご協力頂きました。



秋季全国火災予防運動広報用ポスター

平成17年(1月～6月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は3万1,478件、前年同期比2,162件の減少

平成17年(1月～6月)における総出火件数は3万1,478件であり、前年と比べると、2,162件の減少(-6.4%)となっており、おおよそ1日あたり174件、8分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	17,642	56.0%	- 263	- 1.5%
車両火災	3,325	10.6%	- 214	- 6.0%
林野火災	1,637	5.2%	- 432	- 20.9%
船舶火災	63	0.2%	- 1	- 1.6%
航空機火災	5	0.0%	+ 2	+ 66.7%
その他火災	8,806	28.0%	- 1,254	- 12.5%
総出火件数	31,478	100%	- 2,162	- 6.4%

2 火災による死者は75人の増加、負傷者は107人の減少

火災による死者は1,262人で、前年同期と比べると75人の増加(+6.3%)となっています。

火災による負傷者は4,722人であり、前年同期と比べると107人の減少(-2.2%)となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は705人で、89人の増加となり、昭和54年以降最多

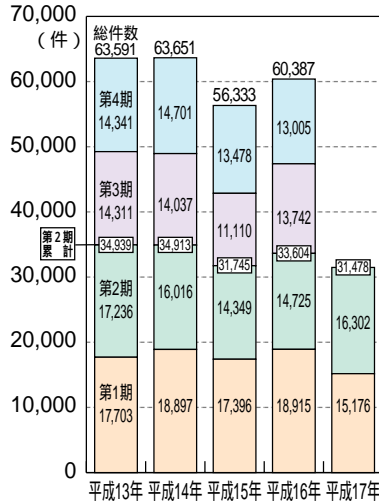
建物火災における死者は、917人であり、このうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、823人となっています。

また、放火自殺者等を除くと建物火災における死者は781人であり、このうち住宅火災による死者は705人(89人の増・+14.4%)となっており、データの存在する昭和54年以降最多となっています。

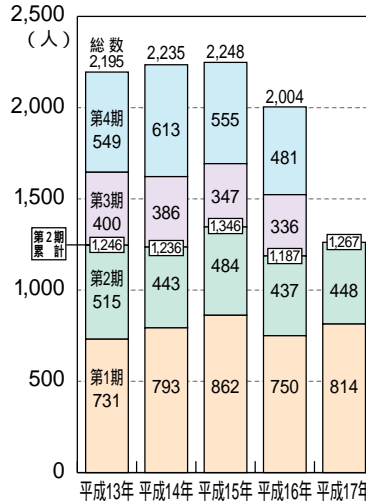
なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、89.7%で、出火件数の割合57.3%と比較して非常に高いものとなっています。

これを受け、「平成17年(1月～6月)における住宅火災による死者数の急増を踏まえた緊急的な住宅防火対策の実施について(平成17年10月13日付け消防予126号)」により都道府県及び東京消防庁・指定都市消防長宛に、住宅防火対策の推進に係る方策のうち緊急的に取り組むことが可能なものについて、速やかに実施するよう通知しました。

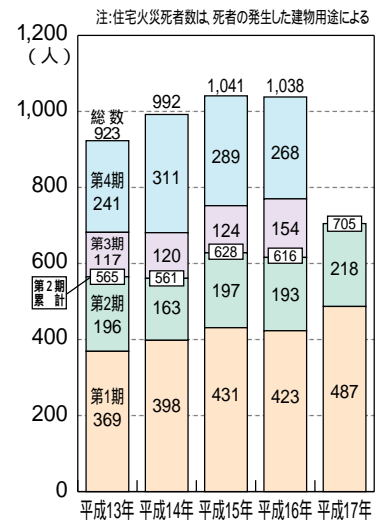
過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移(放火自殺者等を除く)



第1期(1月～3月) 第2期(4月～6月) 第3期(7月～9月) 第4期(10月～12月)

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）の約6割が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）705人のうち、410人（58.2%）が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年比較は、逃げ遅れ445人（73人増・+19.6%）、着衣着火46人（6人増・+15.0%）、出火後再進入15人（5人減・-25.0%）、その他199人（15人増・+8.2%）となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

全火災3万1,478件を出火原因別にみると、「放火」3,885件（12.3%）、「たばこ」3,374件（10.7%）、「こんろ」3,040件（9.7%）、「放火の疑い」2,790件（8.9%）、「たき火」2,063件（6.6%）の順となっています。

また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、6,675件（21.2%）となっています。

6 住宅防火対策への取り組み

近年の住宅火災における死者の急増等に鑑み、消防法の改正とともに政省令の整備を行いました。これにより、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日（平成20年～平成23年を目途）から住宅用火災警報器等の設置・維持が必要となります。

住宅用火災警報器等の設置・維持について広報・普及啓発活動を積極的に推進することとしています。

具体的には、住宅用火災警報器普及促進用CMの活用、

消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等との連携など、平成17年秋季全国火災予防運動に合わせた住宅用火災警報器についての広報・普及啓発活動の実施などを行っています。

7 放火火災防止対策への取り組み

放火及び放火の疑いによる火災は、6,675件で、全火災の21.2%を占めています。

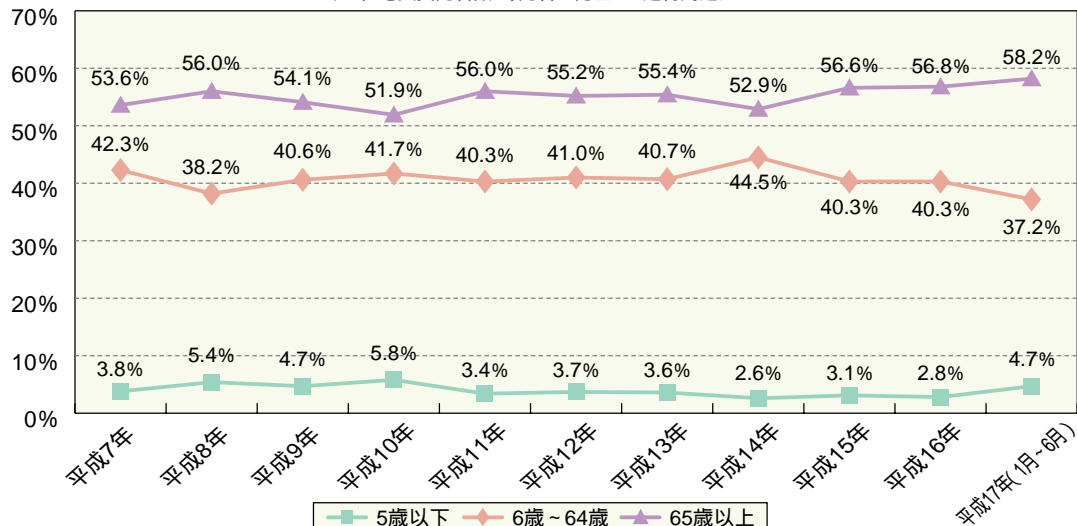
平成12年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成し配布するとともに、平成16年12月に学識経験者、消防機関、関係行政機関等からなる検討会による報告書「放火火災防止対策戦略プラン」（以下「戦略プラン」という。）がとりまとめられ、全国の消防機関へ配布しました。この戦略プランについて、消防庁のホームページ等で幅広く情報提供を行い、放火火災の防止に向けた取り組みを促進しています。具体例として「平成17年秋季全国火災予防運動（平成17年11月9日～15日）」において積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で「放火されない環境づくり」を目指して取り組みが進められています。

また、昨年12月に発生した量販店での火災以降、量販店等において放火・不審火が多発したことから、放火火災防止に有効な放火監視機器の普及促進を目的として「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行いました。

今後、放火火災防止対策戦略プランの改善や放火監視機器の開発・普及を進め、ご近所の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安全で安心な暮らしの実現を目指していきます。

住宅火災（放火自殺者等を除く）死者における年齢区分別割合の推移

注：住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



「救急の日2005」の実施結果について

救急企画室

1 はじめに

今年の「救急の日2005」は9月8日(木)から10日(土)までの3日間、消防庁・厚生労働省・救急医療財団の主催で、JR東京駅・丸の内北口ドームにおいて開催されました。これは昭和57年以降、救急医療週間及び救急の日の実施にあわせて、この期間中に毎年開催しているものです。

2 「救急の日2005」の実施状況

8日のオープニングセレモニーでは尾辻秀久厚生労働大臣、東尾 正消防庁次長、松田博青救急医療財団理事長らが出席し、テープカットや、展示されたドクターヘリと高規格救急自動車の前での記念撮影などを行いました。

その後、引き続き行われた東京消防庁の救急隊による気管挿管を含む救急救命処置や、各日とも実施された一般市民によるAED(自動体外式除細動器)

の使用を含む応急手当及び救急隊へと処置を引継ぐ救命の連鎖デモンストレーションには、足を止めて見学する乗降客が多く見受けられました。

また、最終日の10日には、災害救急医療をテーマとして東京DMAT(Disaster Medical Assistance Team)のメンバーによるデモンストレーションが行われ、その後のトリアージの体験コーナーにも土曜日ということもあり、多くの家族連れなどが興味深そうに参加していました。

展示については、3日間にわたり展示されたドクターヘリの周囲は連日多くの見学者で賑わい、また企業ブースにおいても、従来は企業ごとに独自にコーナーを設けていたものを、今年は企業の枠を超えて救命の連鎖のそれぞれの場面において用いられる器材が系統だてて紹介され、それぞれのブースを順に回ってスタンプラリーを行うといった工夫も凝らされて、多数の人が参加しました。



オープニングセレモニー(テープカット)



高規格救急自動車とドクターヘリの展示状況



救急隊によるデモンストレーション

平成17年度救急功労者表彰式の開催

救急企画室

「平成17年度救急功労者表彰式」は救急の日にあわせた9月9日(金)に、K K R ホテル東京において実施されました。

この表彰は救急業務の推進に貢献し、社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった個人及び団体を表彰するもので、以前からこの趣旨により感謝状の授与を行っていましたが、平成12年度からは消防庁長官表彰となって以降、今年度で6回目になりました。

表彰式には消防庁から長官、次長、国民保護・防災部長、審議官が列席し、関口和重全国消防長会会長、佐野徹治救急振興財団理事長を来賓として、個人11名及び2団体に対して表彰状を授与しました。

板倉敏和消防庁長官からは、受賞者に対しその功績をたたえると共に、最近の社会において救急業務への期待がますます高まるなかで、今後とも救急業務の更なる整備・発展のための尽力をお願いしたいとの辞があり、これを受けて受賞者からは今

後は思いを新たに、救急医療の更なる増進に尽くすことを誓うとの謝辞が述べられました。

消防庁においては、今後ともこのような個人及び団体等と緊密な連携を図りつつ、救急医療体制の更なる整備・発展を図っていきます。



平成17年度救急功労者表彰受賞者

平成17年度救急功労者表彰受賞者名簿

(50音順)

<個人表彰>

太田 宗夫 東洋医療専門学校学校長
 岡田 芳明 防衛医科大学校 教授 救急部長
 片倉 国博 財団法人片倉病院 理事長・院長
 田勢長一郎 福島県立医科大学医学部附属病院 助教授
 救急科部長
 長尾 建 日本大学医学部 助教授

野島 丈夫 医療法人十字会 野島病院 理事長・院長
 平澤 博之 千葉大学大学院医学研究院 教授
 藤森 健次 伊賀医師会 理事
 前川 剛志 山口大学医学部 教授
 安澄 文興 琉球大学医学部 教授
 吉田 洋 医療法人 吉田病院 院長

<団体表彰>

アステラス製薬株式会社

兵庫県災害医療センター



板倉敏和消防庁長官式辞



受賞者代表謝辞を述べる太田宗夫氏

タイ王国内務省防災局との国際交流

参事官

消防防災専門家の派遣

昨年末のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害に際して甚大な被害を受けたタイ王国から、日本国政府に対して消防防災分野における技術協力要請があり、これを受けて消防庁は、外務省ならびに独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携・協力のもと、長嶋敏明専門家をタイ王国へ派遣することを決定しました。

同専門家は平成17年9月13日、派遣先であるバンコクへ到着し、内務省防災局職員の熱烈な歓迎を受け、同局の災害対応能力強化、防災アカデミーの教育レベル向上のためのアドバイザーとして活動中です。



板倉敏和消防庁長官から辞令を交付される長嶋敏明専門家

タイ王国から視察団が来日

平成17年10月5日から7日にかけてタイ王国内務省防災局のストーン顧問（前防災局長）を代表とする視察団が来日し、消防庁のほか、消防大学校や消防研究所、静岡県を訪問して我が国の防災施設の視察、防災体制に関する研修を実施しました。

一行は板倉敏和消防庁長官を表敬訪問し、消防庁からの専門家派遣について謝意を表すとともに、今後の日本・

タイ両国の消防防災分野における国際交流・協力方策について意見交換を行いました。

防災アカデミーは、政府関係者はもとより一般国民に対する教育訓練機関として設立され、タイ王国における防災教育の拠点として発展が望まれています。

消防庁では、同国内務省防災局ならびに防災アカデミーに対する積極的な支援を展開するとともに、両国間の消防防災分野における交流をさらに深めていきたいと考えています。



消防・防災危機管理センターで研修を実施



沼津市で津波避難施設を視察

第24回全国消防殉職者慰霊祭を開催

日本消防協会

第24回全国消防殉職者慰霊祭が、9月15日(木)日本消防会館ニッショーホールに於いて、財団法人日本消防協会・全国消防殉職者遺族会の主催により、厳粛に挙行されました。

新たに合祀された御霊は16柱であり、明治初期から今日までに合祀された御霊は合わせて5,363柱になります。

ここに合祀された緒霊は、国民の生命、身体及び財産を守るという崇高な消防の使命感と、長い伝統の中で培われた旺盛な郷土愛護の精神に燃え、積極果敢に災害に立ち向かい、尊くもその職に殉じられた全国の消防団員、消防職員並びに消防協力殉難者の皆様です。

会場のニッショーホール正面祭壇には、全国消防殉職者の霊位が祀られ、また、同ホール内には、全国から参列した消防殉職者の遺族や都道府県消防協会関係者、さらには、内閣総理大臣代理として松本 純総務大臣政務官、板

倉敏和消防庁長官、関口和重全国消防長会会長をはじめ、多数の消防関係者が参列しました。

慰霊祭では、まず初めに、徳田正明日本消防協会会長が、全国消防殉職者の名鑑(御霊)を、霊位の前に安置し「御霊の奉納」を行い、参列者一同、消防殉職者の御霊に対して黙祷を捧げたのち、徳田会長の式辞の後、内閣総理大臣(代読：松本政務官)が「殉職された方々の御遺志にこたえるためにも、今後とも消防力の充実と防災体制の整備に取り組み、災害に強い国をつくるべく努力してまいります。」と追悼の言葉を捧げられました。

続いて、板倉消防庁長官、関口全国消防長会会長が追悼の言葉を捧げられた後、献花、社団法人江戸消防記念会会員による鎮魂の歌(木やり)が行われ、最後に遺族を代表して北海道豊浦町 羅津相子さんがお礼の言葉を述べられました。



内閣総理大臣の追悼の言葉を代読される松本政務官



ご遺族による献花



鎮魂の歌(木やり)を捧げる(社)江戸消防記念会の皆さん



お礼の言葉を述べられる遺族代表の羅津相子さん

「防災・危機管理 e-カレッジ」 新設カリキュラムの紹介

防災課

消防庁が提供している、「防災・危機管理 e-カレッジ」は、大規模な災害に対し、地域の防災力の向上及び被害の軽減を図ることが重要との認識から、防災力強化の各種施策の一環として実施しています。

目的としては地域住民、消防職団員、地方公務員などの方々に、インターネット上で「いつでも」「どこでも」「どなたでも」、無料で防災・危機管理について体系的に学べる場を提供することにあります。

平成16年2月より運用を開始したこのシステムは、これまで地域住民を対象としたカリキュラムの他、消防団員、地方公共団体職員及び小学生低学年向けのカリキュラムを提供するとともに、「e-カレッジ学習管理システム」の開発や各カリキュラムの充実を図り、時代のニーズに適合した最新の内容を取り上げています。

以下、運用開始以降に新設されたカリキュラムについてご紹介します。

*全体の構成 右のように、構成されています
「防災・危機管理 e-カレッジ」のURL
<http://www.e-college.fdma.go.jp>



1 新設カリキュラムの概要

(1) 風水害から身を守る！

平成16年は台風の上陸が観測史上最多の10個を数えるなど、日本列島は多くの風水害に見舞われました。風水害から身を守るため、地域住民の方がどんなことを心掛けるべきかについて、過去の災害映像をまじえながらポイントを紹介します。



(2) 災害応急対応

ア 時系列コース

災害対応イメージを深めるため、地震及び風水害時の災害応急対応について、時間経過を追って、最優先に行うべき活動と直面する課題を示します。

イ 基盤コース

災害応急対応の基盤となる災害対策本部、情報の収集・伝達、応援体制などについて解説します。



ウ 活動コース

災害応急対応のポイントを、避難所の設置・運営、食料の供給など活動内容別に解説します。

(3) 消防団員の方へ

次の各コースは、消防団員の方々を対象に、活動に必要な基礎的な知識から、現場指揮者及び幹部としての心構えなどについて学びます。

ア 基礎コース

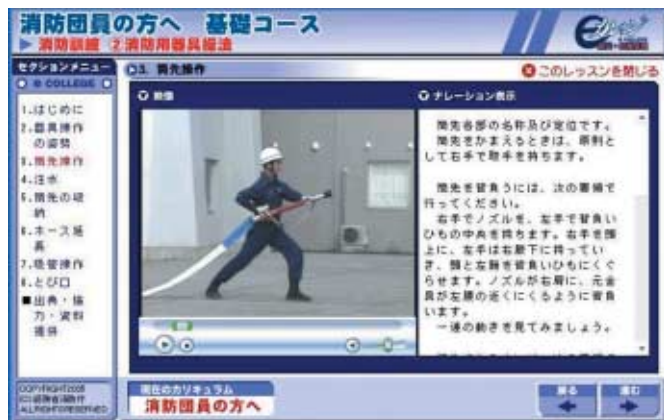
入団間もない消防団員の方を対象に、消防団員として必要な訓練礼式や消防訓練などの基礎的な知識を学びます。

イ 中級コース

初級、中級幹部クラスの消防団員の方を対象に、現場指揮やポンプ操法など消防団を管理する上での必要な知識・技術を学びます。

ウ 上級コース

消防団幹部を対象に、消防団のトップとしての知識と心構えを学びます。



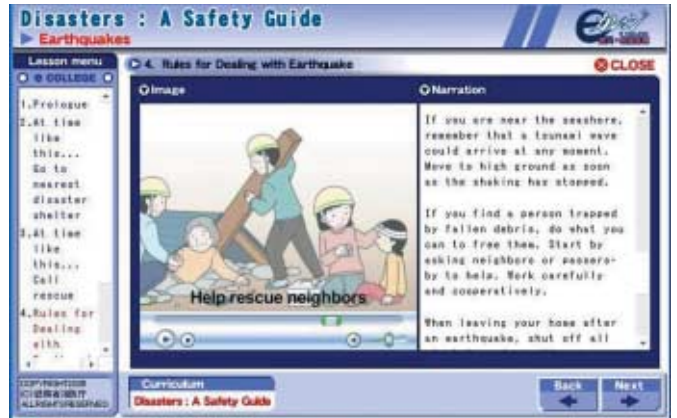
(4) こどもぼうさいe-ランド

ここでは、主に5～8歳の子供たちを対象に、ゲーム感覚で体感できるように構成しており、家庭や地域での身近な危険（火災や自然災害）から身を守る方法について、わかりやすく説明しています。お子様と一緒に体験して、身近な危険についての認識を深めます。



(5) Disasters: A Safety Guide (外国人の方へ)

ここでは、外国人の方々を対象に、地震や風水害が起こった時の適切な行動要領について、英語で説明しています。



2 e-カレッジ学習管理システム

「防災・危機管理 e-カレッジ」を利用する方々に効率よく学習していただくため、「e-カレッジ学習管理システム」を平成17年4月1日より運用開始しました。このシステムは、「受講管理者規約」の要件を満たした受講管理者が、管理対象となる受講者の学習状況をインターネット上でチェックできるものです。そのために、受講管理者には受講者グループを組織・管理していただく必要があります。

また、「e-カレッジ学習管理システム」は、単に学習の進み具合を確認するためだけでなく、質問の受付や学習の遅れている方への励まし、進んでいる方への授業の追加など、インターネットの双方向性を活かし、受講管理者が個々の受講者にきめ細やかに対応できます。

3 最後に

「防災・危機管理 e-カレッジ」では、さまざまな立場の方々にご利用いただけるよう幅広い学習内容を提供しています。また、平成17年度は消防職員、地方公共団体職員向けのカリキュラムの充実・追加及び、「e-カレッジ学習管理システム」の運用状況を踏まえ、受講管理者枠の拡大など機能の更新を進めていきます。ぜひ、多くの方にお気軽にホームページ (<http://www.e-college.fdma.go.jp>) へアクセスしていただき、身近な防災・危機管理の学習用の教材としてのご利用をお待ちしております。

平成17年度緊急消防援助隊 北海道・東北ブロック合同訓練

函館市消防本部

平成17年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練は、西日本を中心に被害をもたらした、台風第14号の影響により開催前日に中止決定となりました。平成8年から今年で10年目を数え、北海道開催は2度目となります。今回は、代表消防機関代行である函館市での開催予定でした。

以下、中止となった訓練の概要をご紹介します。

- 1 **開催日** 平成17年9月6日(火)・7日(水)
- 2 **実施場所** 北海道函館市港町 函館港 港町ふ頭
- 3 **参加機関** 北海道・東北ブロック緊急消防援助隊登録99消防(局)本部、青森県防災航空隊、秋田県消防防災航空隊、仙台市消防航空隊、北海道防災航空隊、札幌市消防航空隊、陸上自衛隊第28普通科連隊、第一管区海上保安本部函館海上保安部、北海道警察函館方面本部、日本赤十字社北海道支部、函館市医師会
合計 参加部隊 174隊
参加人員 690名

4 実施内容

第一日目 情報収集訓練、情報電送訓練、情報伝達訓練、参集訓練、図上訓練(緊急消防援助隊調整本部設置運営訓練等)、野営訓練、激励巡視、夜間訓練

第二日目

第1ステージ

情報収集訓練、情報電送訓練、応援部隊指揮訓練、災害初期対応訓練(高層建物救出救護訓練、倒壊物下敷車両救出救護訓練、倒壊建物救出救護訓練、木造密集地域消火訓練)、現地救護所設置運用訓練(傷病者トリアージ訓練、ヘリコプター

傷病者搬送訓練)、高速道路崩落事故救出救護訓練、列車転覆事故救出救護訓練、洪水孤立家屋救出救護訓練、特殊(BC)災害救出救護訓練、多重交通事故救出救護訓練

第2ステージ

現地救護所運用訓練(傷病者トリアージ訓練)、宙吊り事故救出救護訓練、倒壊建物救出救護訓練、土砂崩れ災害救出救護訓練、座屈ビル救出救護訓練、遠距離送水・延焼阻止線設定訓練、終了式

5 主な訓練項目の具体的内容

(1) 情報伝達訓練

確認度 北海道渡島大野活断層の延長線上にある函館市内の活断層を震源とするマグニチュード7.3の直下型地震が発生したとの想定で、その被害の状況から、直ちに、緊急消防援助隊の応援要請を行うものです。

この情報の伝達方法を、従来の有線電話やFAXに頼らず、衛星電話、衛星携帯電話、Eメール及び消防無線のみとしました。

また、参集する部隊は、消防無線またはEメールにより移動の情報を通過する代表消防機関等に送信し、その情報は逐次、函館市消防本部へ送信されてきました。

さらに、情報収集、電送、伝達訓練には、地元のケーブルテレビ局及びFMラジオ局の訓練参加も依頼し、被災した市民が必要とする情報の収集・伝達の検証を行う予定でした。

(2) 図上訓練(調整本部設置運営訓練等)

全国合同訓練同様、北海道・東北ブロック合同訓練においても、訓練会場に緊急消防援助隊調整本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部を設置運営し、受援計画及び調整本部設置規程の実効性について検証を行い、緊急消防援助隊及び道内広域応援隊の迅速かつ円滑な活動の推進



参集訓練を終了した一部の道県隊



ならびに各運営員の連携強化を図るものです。

(3) 夜間訓練

救助活動が夜間において実施される場合、その危険性及び困難性が増大することから、訓練参加する照明電源車及び救助工作車の合計21台で救助現場の照明作業を行う予定でした。

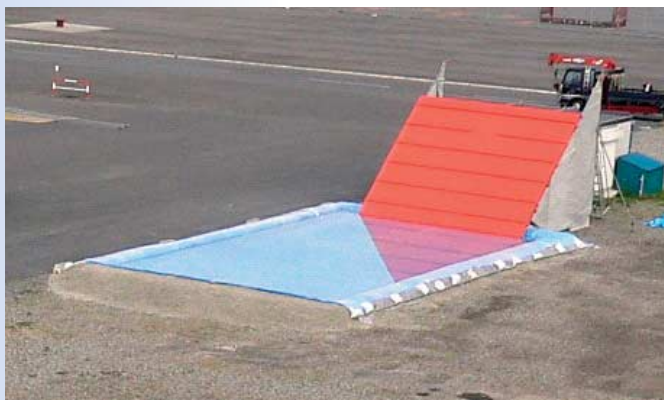
これらの照明能力合計は8万4,750Wにも及び、250m先で新聞が読み、札幌ドームのピッチャーとキャッチャー間の照度の2倍に相当し、新潟県中越地震の災害時のような、河川対岸からの照明作業も可能であることを検証するものです。

また、この訓練の状況をデジタルカメラで地上及びヘリコプターにより上空から撮影し、直ちに、Eメールにより緊急消防援助隊調整本部に送信するものです。

(4) 洪水孤立家屋救出救護訓練

昨年の各地の洪水災害発生時による孤立家屋からの救助活動を想定し、ヘリコプター及びボートを活用しての救助を実施するものです。

これは、新潟県中越地震のように長雨後の地震発生時も洪水災害は発生するとの想定から訓練施設を作成し、訓練会場の地盤を掘削、防水シートを敷き、約8万ℓの水を使用しました。



洪水孤立家屋救出救護訓練施設

(5) 宙吊り事故救出救護訓練

訓練会場の「函館港 港町ふ頭」は、訓練会場としては、広さ、フェリーターミナルや国道からの距離などの条件からも非常に良い場所でしたが、訓練会場の上空は函館空港の空港管制空域にあり、ヘリコプターによる訓練が非常に難しい状況でした。

ヘリコプターが訓練会场上空に進入できる時間帯は、民間航空機が進入しない、午前9時から午前10時50分までの1時間50分程度で、それ以降は民間航空機が激しく飛び交うため、参加ヘリコプター全機による空中消火訓練が実施できません。

そのため、訓練会场上空に進入可能な10時40分頃にヘリコプターのメインの訓練である宙吊り事故救出救護訓練を設定しました。

この訓練は、ヘリコプターによる救助方法としては、非常に高度な技術を必要とし、困難なものとなりましたが、



宙吊り事故救出救護訓練施設

防災航空隊の努力により訓練として成立し、合同訓練としては中止となりましたが、10月4日函館市の防災訓練で実施しました。

(6) 土砂崩れ災害救出救護訓練

新潟県中越地震における救助活動の中でも、最も困難を極めた土砂崩れ災害を想定し、土砂の中に車両3台、倒壊家屋1軒を埋め、救助を行うものですが、訓練中にサイレントタイムを設定し、生存者の確認を行うものです。



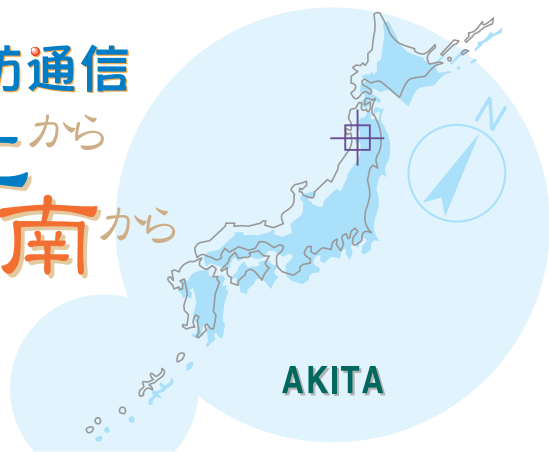
土砂崩れ災害救出救護訓練施設

(7) 緊急消防援助隊ブロック合同訓練にあたり

平成17年度緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練は、残念ながら台風の影響により昨年に続き中止となりましたが、訓練を計画し、準備したことにより、函館市消防本部として受援体制を確認し、実災害を想定して具体的に計画を作成したことは、大規模災害に備えて、貴重な経験を得たとともに、大きな成果であったと考えています。

残念ながら、全ての訓練を実施し、検証することはできませんでしたが、一部の道県隊により、緊急消防援助隊として重要な参集訓練を実施できました。

訓練にあたり、御支援、御協力いただきました総務省消防庁、北海道・東北ブロック各道県、全国消防長会北海道支部、全国消防長会東北支部、参加各消防機関及び実行委員会作業部会に参加いただいた皆様方に深く感謝申し上げます。



秋田県 秋田市消防本部
消防長 藤 枝 禮 助

しあわせ実感 緑の健康文化都市あきた

秋田市は県中央に位置し、東には霊峰・太平山がそびえ、その裾野から市街地へ静かに流れる旭川、西には日本海を望む水と緑にあふれるまちです。また、佐竹藩主の居城があった千秋公園は春から秋にかけて四季折々の花を咲かせ、市民の憩いの場となっています。

近年、周辺市町村からの人口流入により市街地が拡大していますが、一步市街地を抜けると、のどかな田園風景が広がり、懐かしい故郷の薫りも残っています。冬は北西の季節風が強く、雪が真横から激しく吹きつける地吹雪となり、じっと



千秋公園内の御隅櫓(おすみやぐら)

耐えることも求められ、温厚で忍耐強い気質は、この気候・風土から芽生えたものと思われま。

秋田市消防本部は、昭和23年に自治体消防として発足し、現在は1本部(5課)-5消防署-2分署-7出張所で組織され、消防職員400名と消防団員2,204名が、市民の防人として日夜奮闘しています。

最近の災害事例を見ると、自然災害は少ないが、企業災害が頻発する傾向にあります。特に、本年3月に発生したカットタイヤピン火災は、出火から鎮火まで12日間を要した特異火災でありましたが、総務省消防庁並びに(独)消防研究所の適切なアドバイスにより人的被害もなく経済的損失も最小限に食い止められました。

県都秋田市発展の礎を築いた佐竹氏が、常陸太田の地からみちのく秋田へ入部してから400年の歴史的節目を迎

えた昨年、秋田市は隣接する2町と合併協議がととのい、平成17年1月11日をもって合併しました。この合併に伴い、管轄面積は従来の約2倍になり、都市部と過疎地域をともに抱えることから、常備消防と非常備消防のより高度な連携が必要とされています。

また、人口動態を見ると急速に少子高齢化が進展しており、救急需要の増大など新たな課題への対応が求められています。

消防としても、関係機関と積極的に情報交換するとともに、市民協働の理念のもと3万秋田市民と一体となり、課題解決に取り組んでいるところであります。

かつて、裏日本と呼ばれた秋田も高速道路・鉄道・港・空港と交通の要衝が完備し、全国からのアクセスは

飛躍的に改善しました。さらに市街地中心部の交通渋滞解消を図るため、平成19年開催の「秋田わか杉国体」に合わせ、地下自動車専用道路を建設中であり、これにより日本海沿岸の中核都市として、更なる発展が期待されます。全国の皆さんには、歴史と自然を残しつつ大き



秋田市竿燈まつり

く変貌を遂げようとしている秋田へ、是非一度、おいでください。

終わりに、市民一人ひとりが将来に明るい希望を抱き、安全・安心を実感できる「しあわせ実感 緑の健康文化都市あきた」を目指し、消防がその支えとして努力してまいります。

家具転倒防止金具取り付け大作戦

東京消防庁

東京消防庁矢口消防署は9月19日と23日の両日、地震発生時の家具転倒による被災者をひとりでも少なくするために、管内に居住するひとり暮らしの高齢者や寝たきりの方などを対象に無料で家具の転倒防止金具の取り付けを行いました。約70世帯に、職員とボランティア団体の矢口消防ストラップの会会員総勢50名で取り付けを行いました。金具を取り付けたお宅からは、「最近、地震が多いのでとても心配しましたが、家具をしっかりと固定してもらい安心しました。」と喜んでもらいました。



家具の転倒防止金具の取り付けの様子

ファイヤーブリッチ駅伝を開催

石橋地区消防組合消防本部

石橋地区消防組合消防本部は9月21日、基礎体力の維持向上と消防職員の交流を目的に、第1回ファイヤーブリッチ駅伝を開催しました。この駅伝は、東京-宇都宮間の108km、43区間を走破するもので、東京消防庁豊島消防署の呼びかけにより開催しました。午前7時10分東京都豊島消防署を出発、川口市・鳩ヶ谷市・蓮田市・久喜地区・栃木地区・小山市・石橋地区・芳賀地区・宇都宮市の10消防本部82名の職員がたすきをリレーし、12時間後の午後7時に宇都宮市消防本部に無事ゴールしました。



一本のたすきをリレーしたランナーたち

消防通信 望楼 ぼうろう

集まれ ちびっ子！救急フェアを開催

葉山町消防本部

葉山町消防本部は9月11日、「子供を家庭の事故から守りましょう」をスローガンに「集まれ ちびっ子！救急フェア」を実施しました。フェアは、署員との交流を通じ、幼児期からの防火・防災意識の向上を目的に、事故を人形で再現した写真の展示、救急講習などのコーナーを設けました。当日は、「丁寧に説明してくれてありがとう」、「子供といいい思い出ができました」などといったうれしい声も聞かれ、職員は「思い出作り」という新たな目的も加わり、防火・防災の重要性を訴えました。



救急フェアに参加した子どもたち

大規模防災訓練を開催

阿賀野市消防本部

阿賀野市消防本部は10月1日、4町村（水原町、安田町、京ヶ瀬村、笹神村）が合併し新市となってから初の阿賀野市総合防災訓練を市内にある京ヶ瀬小学校で開催しました。訓練は、「地震により危険物貯蔵施設から火災が発生し、多数の負傷者がいる」との想定で、行政、市民、小学生、消防団、郵便局、防災航空隊から約600名が参加しました。当日は、市民参加パケツリレーでの建物消火訓練、天ぷらなべ消火実験などを行い、災害時の迅速な防災活動を目指し、市民は連携を確認しました。



倒壊建物からの救出訓練の様子

消防通信 / 望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防大学校 だより

防災・危機管理教育への取り組みについて

国民各層の関心が高い、防災・危機管理教育に対する消防大学校の取り組みについてご紹介します。

高度危機管理教育

武力攻撃災害、テロ災害、大規模・広域災害が発生した場合を考えると、もしも発生した地域の地方自治体の一次判断・一次対応が適切になされなければ、消防の広域応援活動（県内応援や緊急消防援助隊）もうまく機能することができず、被害が大きく拡大することが懸念されます。こうしたことから、消防職員への高度専門教育と並んで、地方自治体の首長や防災担当者に対する高度危機管理の普及啓発が重要です。

本年度は、消防大学校において、首長向けのトップマネジメントコースと、防災担当者向けの防災実務管理者コース、国民保護コースという形で普及啓発の機会を提供しています。内容としては、制度説明、専門家の講義に加えて図上訓練実技を行う場面が多く、受講者は緊張しながら認識を深めています。



本年度第1回トップマネジメントコース(7月29日)の図上訓練の様

自主防災組織教育

地域の防災力を支えるのは、住民の力です。消防大学校においては、平成16年度から「自主防災組織教育指導者に対する教育のあり方に関する調査研究委員会」(委員長:室崎益輝(独)消防研究所理事長)を設置し、自主防災組織の構成員に対する効果的な教育訓練の内容及び教育形態について調査研究を行っています。その中で、防災関係機関の教育指導担当者が自主防災組織のリーダー等に対して、自主防災組織を育て、リーダーシップを発揮し、地域の防災力を高める上で有効な図上訓練D I Gをはじめとする訓練方法などについて教育するための実践的教本を継続的に作成しているところです。

ご好評をいただいている平成16年度の<震災編>に引き続き、本年度は<風水害・土砂災害編>の作成に向けて委員会を2回開催し、教本案を作成中です。ご期待ください。



本年度第2回調査研究委員会(9月27日)の様

本科第65期・警防科第77期成績優秀者

本科第65期(本年4月11日から8月5日)では、13回の厳しい効果測定を経て、仙台市消防局(宮城県)・結城由夫、東京消防庁(東京都)・加藤孝典、石巻地区広域行政事務組合消防本部(宮城県)・及川正治、富士市消防本部(静岡県)・栗田 仁の各氏が成績優秀者となりました。

警防科第77期(本年6月13日から8月5日)では、特

に図上シミュレーション訓練(ロールプレイング方式)と講義演習を充実することができました。成績優秀者は、さいたま市消防局(埼玉県)・高野 稔、松戸市消防局(千葉県)・小川直康、東京消防庁(東京都)・檜垣宏治、新潟市消防局(新潟県)・長谷川弘幸、名古屋市消防局(愛知県)・藤村正樹、広島市消防局(広島県)・木曾令限の各氏です。

雪害に対する備え

防災課

我が国は、国土の半分以上が豪雪地帯に属し、そこに全人口の約16%にあたる、約2,045万人の人々が暮らしています。

国では、豪雪地帯対策特別措置法に基づき「豪雪地帯」として、北海道、東北地方を中心に10道県の全域と14府県の一部地域を指定しており、これらの地域について、政府としては、豪雪地帯をめぐる社会的・経済的情勢に対応した、新しい豪雪地帯対策のための構想やその実現のためのアプローチ方法を開発し、その成果を多くの豪雪地帯・特別豪雪地帯に普及させ、地域経済活動の安定及び民生の向上のために総合的な豪雪対策を推進しています。

冬になると日本列島は西高東低の気圧配置となり、北からのシベリア寒気団による季節風や、南から押し寄せる暖流という国土条件のため、特に日本海側で多量の降雪がもたらされます。積雪や雪崩などによる自然破壊や交通機関・農作物・樹木・構築物などの被害を総称して「雪害」と呼んでいますが、この「雪害」は単に経済的な損失のみにとどまらず、人命に影響を及ぼすこともあります。昨冬（平成16年12月1日から平成17年3月31日）は、北海道、東北、北陸地域を中心に被害が発生し、全国で88名（前年26名）の方が亡くなられ、その理由としては、

除雪作業中の被害、特に屋根の雪下ろしの際の転落によるものや、雪崩や屋根に積もった雪の下敷きになり骨折や大怪我をする場合が多く見られます。

このような事故を防ぐために、例えば、雪下ろしの際には命綱や滑り止めを着用し、雪が溶け出しにくい時間帯の作業を心掛ける、軒下での除雪作業時には屋根からの雪の落下に注意する、側溝や蓋のない防火水槽などへの転落を防ぐため危険箇所の表示を分かりやすくしておくことなどが挙げられます。

また、88名の死者のうち65歳以上の方が59名（約67%）となっており、高齢者の方の死者が目立っています。家族もしくは近所に声掛けなどしてから作業を行うなど、注意を行うことも事故防止対策の一つとして挙げられます。

毎年12月1日から7日は「雪崩防災週間」です。これからスキーやスノーボードなどの冬のレジャーが本格化するこの時期に、雪崩に対する国民の理解と関心を高め、雪崩災害防止に努めようとするものです。

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えますが、警戒を怠らずに、住民一人ひとりが雪に対する十分な理解と認識を持ち、雪害に強い安全なまちづくりを進めていきましょう。



昨冬の長野県信濃町及び新潟県長岡市(旧山古志村)における豪雪時の状況

(写真提供：国土交通省長野国道事務所)



(写真提供：小千谷地域広域事務組合消防本部)

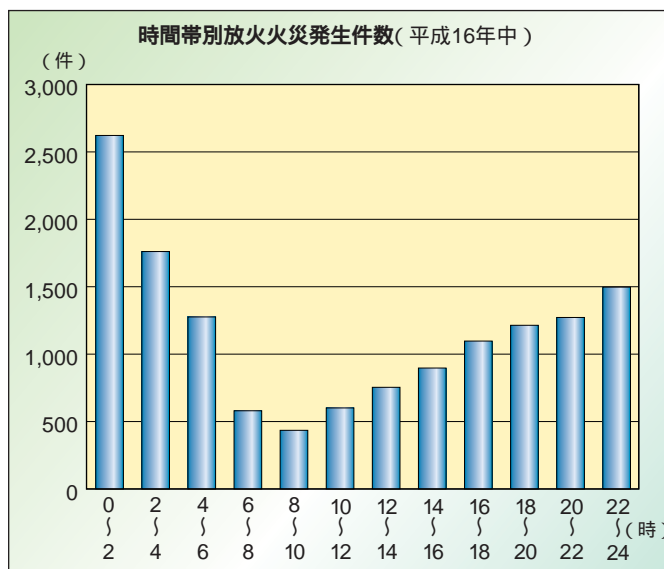
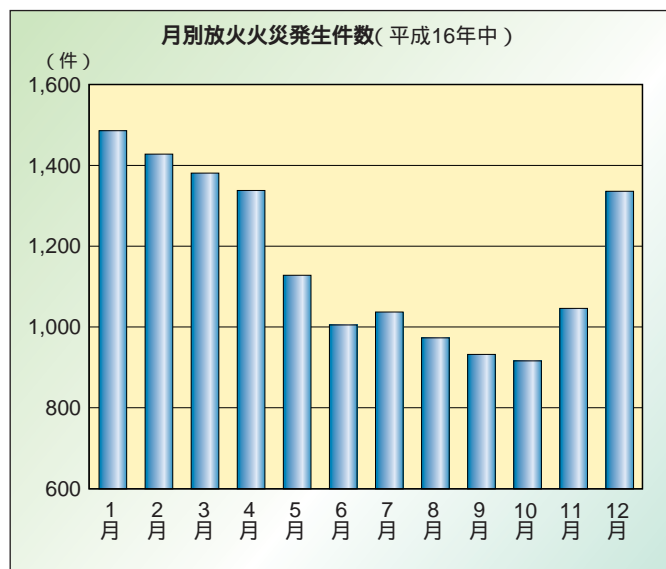
放火による火災の防止

予防課

「放火」及び「放火の疑い」による火災は、平成16年中に1万4,006件（全火災の23.2%）発生し、昭和60年以降連続して出火原因のトップを占めているとともに、平成4年以降連続して1万件を超えています。また、放火火災の傾向としては、冬から春先に及び夜間から明け方にかけて多く発生しています。

消防庁では、平成16年12月に「放火火災防止対策戦略

プラン」を作成し、全国の消防機関に配布していますが、放火火災の防止の基本は「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」ことです。放火火災を防ぐためには、一人ひとりが放火対策を心掛けるだけでなく、地域全体として放火されない環境を作ることが重要です。



放火火災防止対策の一例

家庭における放火火災防止対策

家の周囲の可燃物を整理し、外部の目に触れないようにする。

車両等のボディカバーに防災製品を使用する。

新聞やチラシはこまめに取り込むようにし、長期間留守にする場合は新聞配達を止めるようにする。

消火器の使用方法を家族みんなが把握しておく。

地域における放火火災防止対策

地域内のごみ出しのルールを徹底させる。

消防訓練や講習会を実施し、地域の防災力を向上させる。

地域内の一声運動を実施し、住民の連携を深めるとともに、不審者に対する地域一体的な警戒心を高める。

自治会等メーリングリストで注意喚起メールを出す。

また、11月9日(水)から15日(火)まで、平成17年秋季全国火災予防運動が行われます(12頁参照)。これを機に、

放火火災への対策をもう一度見直して、家庭や地域で対策に取り組みましょう。

石油ストーブなどの安全な取扱い

予防課・危険物保安室

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具のお手入れは万全でしょうか。

平成16年中におけるストーブによる火災(概数)をみると、全国で1,695件発生し、なかでも石油ストーブによる火災は1,023件で最も多く、全体の60.4%を占めています。また、ストーブによる火災の主な原因は、可燃物の接触・落下、引火・ふく射、使用方法の誤り、消し忘れ、過熱、使用中の給油などとなっています。

寒い時期を迎えるにあたり、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を発生させないよう、特に次の点に注意するよう心掛けましょう。

使用にあたっての注意事項

ストーブの近くに紙や衣類など燃えやすいものを置かないこと。

ストーブをつける前に燃えやすい物がそばにないかの確認を！



ストーブの近くでヘアスプレーなどの引火の危険性があるものを使用しないこと。

カーテンなどがストーブに接触しないように、それらの中から離して使用すること。

ストーブの上方に洗濯物などを干さないこと。

ストーブで洗濯物を乾かすのはやめましょう。



不完全燃焼による一酸化炭素中毒を防ぐため、定期的に部屋の換気を行うこと。

使用方法

取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用すること。

石油ストーブに灯油を給油する場合は、火を消してから行うこと。

給油はストーブの火を消してから。



カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締めること。

一定以上の震動を感じたり、転倒した場合に自動的に消火する対震自動消火装置付きのものをできるだけ使用すること。

点火及び消火の確認

点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。

就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

設置方法

地震時の震動により転倒しないよう、固定する必要があるストーブは、必ず固定すること。また、煙突がついているものは、金属の支線などを使用して固定すること。

点検・整備

暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、故障している場合は販売店などに修理を依頼すること。

危険物の保管

灯油用の容器は金属製のもの、またはポリエチレン製で適合性に係る推奨ラベルや認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかりと締めて密閉すること。

保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。

地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。

消防自動車等の緊急走行に対する ご理解とご協力を！

消防・救急課

消防自動車や救急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めたり、急病人等に対し応急処置を行い、速やかに病院へ搬送しなければなりません。

このため、消防自動車等は、緊急時に迅速に通行する

ため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等の円滑な緊急走行のために皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

消防自動車等が、サイレンを鳴らして緊急走行し、接近してきた場合には、一般車両は、周囲の状況に配慮のうえ、速やかに進路を譲ってください。

交差点付近では、交差点を避け、道路の左側によって一時停止してください。

消防自動車等が高速道路などで本線車線に入ろうとしているときは、これを妨げないようにしてください。

狭い道路などで停車をする場合は、消防自動車等の通行に支障がないように配慮してください。

自転車に乗っている方や歩道のない道路などを歩いている方は、速やかに進路を譲ってください。



緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務付けられています。夜間の緊急走行時のサイレン音に対し付近の皆さんのご理解をお願いします。

交通事業者・安全運転管理者の皆様へ

安全運転管理者の方々を中心に、運転者への交通安全教育の一環として「消防自動車等の優先」について、ご指導をお願いします。

9月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第222号	平成17年 9月 1日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成17年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予第224号	平成17年 9月 2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成17年秋季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて
消防災第214号	平成17年 9月13日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	台風等の災害に対する避難体制の整備などについて

消防庁人事

平成17年 9月30日付

氏名	新	旧
福田 結貴	出向（総務省大臣官房秘書課へ）（危険物保安技術協会総務部総務課会計係長へ）	総務課
古木 康友	退職 東京消防庁救急部救急指導課主任へ	消防・救急課救急企画室救急企画係長
菅野 晃一	退職 東京消防庁予防部査察課機動査察担当係長へ	国民保護・防災部防災課応急対策室航空係長

平成17年10月 1日付

氏名	新	旧
小川 大介	総務課	総務省大臣官房秘書課
高木 尚史	出向（総務省自治税務局固定資産税課資産評価室へ）	総務課
金谷 浩光	総務課	総務省大臣官房秘書課
大矢 直	総務課 出向（総務省自治財政局地方債課へ）	独立行政法人消防研究所総務課
福田 幸宏	総務課 出向（独立行政法人消防研究所総務課へ）	総務省大臣官房秘書課
佐々木 靖	消防・救急課救急企画室救急企画係長	消防・救急課救急企画室救急推進係長
宮本 卓郎	消防・救急課救急企画室救急推進係長	東京消防庁田園調布消防署警防課救急係主任
林田 淳司	国民保護・防災部防災課応急対策室航空係長	東京消防庁臨港消防署警防課機械装備係長
大井 芳泰	出向（総務省自治財政局交付税課へ）	消防大学校庶務課
中野 晋平	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課

広報テーマ

11月		12月	
秋季全国火災予防運動 住宅防火対策の推進《住宅防火診断》 婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ 危険物施設等における事故防止 正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》 防災品の普及について	予防課 予防課 防災課 危険物保安室 防災情報室 予防課	雪害に対する備え 放火による火災の防止 石油ストーブなどの安全な取扱い 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	防災課 予防課 予防課 危険物保安室 消防・救急課

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力 / ㈱近代消防社